

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号 国海内第173号 国港総第491号 国空ネ企第169号 国空事第7252号 国空環第78号 観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号 国総物第144号 国鉄総第326号

	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号
	国海内第122号
	国港総第691号

	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号
	観観産第1865号
	観参第1127号

令和3年3月30日 国総地第116号
国鉄総第472号
国鉄都第273号
国鉄事第835号
国自旅第492号
国海内第229号
国海外第315号
国港総第769号
国空総第1170号
観産第2045号
観参第1270号

令和4年2月8日 国総地第58号
国総毛第76号
国総物第82号
国鉄総第358号
国鉄都第141号
国鉄事第612号
国鉄施第316号
国自旅第448号
国海内第253号
国海外第367号
国港総第587号
国空総第1064号
観産第319号
観参第623号

令和4年3月22日 国総地第80号
国鉄総第432号
国鉄都第200号
国鉄事第693号
国自旅第520号
国海内第302号
国海外第410号
国港総第678号
国空総第1258号
観産第443号
観参第752号

令和5年2月8日 国総地第83号
国総毛第99号
国鉄総第394号
国鉄都第135号
国鉄事第629号
国鉄施第252号
国自旅第420号
国海内第119号
国海外第364号
国港総第602号
国空総第1068号

	観産第481号
	観参第631号
令和5年3月28日	国総地第101号
	国鉄総第476号
	国鉄都第209号
	国鉄事第810号
	国自旅第520号
	国海内第237号
	国海外第437号
	国港総第723号
	国空総第1286号
	観産第557号
	観参第732号
令和6年1月11日	国総地第106号
	国鉄事第554号
	国自旅第229号
	観参第1200号
令和6年1月15日	国空総第898号
	観産第2254号
	観参第1429号
令和6年3月29日	国総地第153号
	国鉄総第410号
	国鉄都第214号
	国鉄事第977号
	国自旅第419号
	国海内第205号
	国海外第704号
	国港総第806号
	国空総第1189号
	観産第2855号
	観参第1738号

※本資料は、持続可能な観光計画の策定支援事業の抜粋版となります。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第7編 持続可能な観光計画の策定支援事業
（第125条－第142条）

第1編 共通事項

第1条 地域における受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「インバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 四 オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援する事業（以下「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業」という。）
- 五 地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の先進的な車両であって、訪日外国人旅行者等の利便性の向上又は観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資する車両（以下「インバウンド先進車両」という。）の導入を支援する事業（以下「インバウンド先進車両導入支援事業」という。）
- 六 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する事業（以下「持続可能な観光計画の策定支援事業」という。）

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- 二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。
- 三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める交通空白地有償運送に限る。）及びこれらの者に車両を貸与する者並びに自動車道事業者
- ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
- ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者

七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第7編 持続可能な観光計画の策定支援事業

（補助対象事業等）

第125条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者は、補助対象事業を行う地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等とする。

3 本編における補助対象経費の区分は、持続可能な観光に関する計画の策定のために要する経費とする。

一 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

二 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

（補助金の額）

第126条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内とし、上限額は250万円とする。

（補助金交付申請）

第127条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第12-1による補助金交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第128条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第12-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第129条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第12-3による交付決定変更申請書を大臣に提

出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 本編における補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第12-4による変更届を大臣に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第130条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第12-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第131条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第132条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第12-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第133条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第12-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第12-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第134条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12-9により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第135条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第136条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面

を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第137条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第123条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第138条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第139条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第140条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第141条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第142条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第12-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業

者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。